

オガサワラオオコウモリ保護増殖事業第2次事業実施計画の策定について
(令和7年1月27日 web打合せ対応)

1. 実施計画の策定主体、各取組の実施主体

実施計画の策定は環境省が行うこととしますが、保護増殖事業は関係機関等のみなさまとの連携無しで進められるものではないため、各取組の実施主体を整理した一覧表（別添：実施主体一覧）を添付する方向で調整中。

併せて、実施計画の「1. 本計画の位置付け」について以下のとおり修正検討中。

-----修正案-----

本実施計画は、「オガサワラオオコウモリ保護増殖事業計画（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）」（以下、「保護増計画」）に記された各事項について、関係機関・団体等が連携してオガサワラオオコウモリ保全に向けた取組を推進するため、保護増計画の下位計画として策定され、計画期間中の取組の詳細について関係機関との調整及びオガサワラオオコウモリ保護増殖事業検討会（事務局：関東地方環境事務所）において科学的な助言を得て、保護増計画の下位計画として策定を述べたするものである。なお、本実施計画に記述されていない事項については保護増計画によるものとする。

2. 計画案の改訂

web打合せでの意見等を踏まえ、改訂作業中。

今後、メール等で改めて確認依頼予定。